

創り出そう 一人ひとりが

“住みつづけたいぬくもりの大垣”

大垣市第三次地域福祉計画

平成26年度～平成30年度

スイト生き活きプラン
21



平成26年3月
大 垣 市

1. 計画のあらまし

1 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、だれもが住み慣れた身近な地域で健やかに暮らすことができる社会を、地域の力を活用しながらつくりあげていこうとする計画です。

2 基本理念

基本理念は、基本目標や重点目標を達成するための施策や事業、活動を行うための基本的な考え方であり、本計画でめざす、市民・行政・事業者等の協働による福祉のまちづくりにおいて活かされるものです。

(1) 市民主体のまちづくり

「市民」とは、社会生活において、権利と自由が保障されていると同時に、それぞれの立場において、責任と義務を伴う自立した個人のことです。

私たち市民は、地域福祉の担い手として、同時に福祉サービスを利用する権利のある人として、大垣市の福祉を考え、実践し、より安心して暮らしを営める、市民主体のまちづくりをめざしていきます。

(2) 共生・協働によるまちづくり

共生とは、人と人がお互いの存在を認め合い、ささえ合って、ともに成長しながら生きていくことです。

協働とは、市民と行政、各種団体や保健・医療・福祉・教育関係者が、大垣市を構成する一員として、対等な立場で手を取り合い、お互いがもてる力を出し合うことによって、より大きな成果を生み出していくことです。

私たち市民は、人と人との絆を大切にしながら、共生・協働によるまちづくりをめざしていきます。

(3) 一人ひとりが自己実現できるまちづくり

自己実現とは、市民一人ひとりが、自身の能力や可能性を最大限に発揮し、その人の個性にもとづいた夢や目標を実現していくことです。

私たち市民は、お互いの個性を尊重し合い、それぞれの目標をささえ合うことによって、一人ひとりが、夢と輝きをもって自己実現できるまちづくりをめざしていきます。

3 基本目標

創り出そう 一人ひとりが“住みつづけたいぬくもりの大垣”^{ま ち}

これは、一人ひとりのことを大切に、だれもが安心して幸せに暮らせるまち“大垣”を、市民参加によって、みんなで創り出すために、自分たちのまちのことを市民が主体的に考え、自分たちの手でできることから始めようという思いが込められています。

4 計画の愛称

「スイト^い生き^い活きプラン21」

大垣市は、古くから良質で豊富な地下水に恵まれ、美しい自然を育み、水都と呼ばれています。だれにも“やさしい、親切的（＝スイート）”まちづくりを進め、市民一人ひとりが、自分らしく「いきいき」と「生活」を送ることができるように、市民が一丸となって計画に取り組んでいくことをイメージして、この愛称が使われています。

5 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化や分野別計画・関連計画との整合を考慮して、必要に応じて計画内容の見直しを行います。



2. 計画策定の過程

1 地区社会福祉推進協議会との懇談会の開催

平成24年6月から平成25年3月にかけて、市内20か所で地区社会福祉推進協議会との懇談会を開催しました。自治会長、民生委員・児童委員、福祉推進委員など幅広い分野にわたり、1,215人が参加して活発な意見が交わされました。



2 アンケート調査の実施

地域福祉の推進に対する意識や地域活動の状況等を把握するため、市民や関係団体などを対象にアンケート調査を実施しました。

3 策定過程の公開・パブリックコメントの実施

計画策定の進行状況等については、市ホームページ等で、策定・評価委員会の会議録を公開しました。また、策定・評価委員会は、原則公開とし、だれもが傍聴できることとしました。

平成25年12月から平成26年1月にかけて、計画素案を公表してパブリックコメントを行い、広く市民・事業者等のみなさんからご意見をいただきました。

4 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会

学識経験のある者、社会福祉を目的とする事業を営む者、社会福祉に関する活動を行う者、公募市民など24名の委員による「大垣市地域福祉計画策定・評価委員会」において計画案を審議し、その成案を市長に提言しました。



3. 計画の骨組み — 3つの重点目標 —

重点目標1 人と人がささえ合う、ぬくもりの大垣(まち)づくり

全ての市民が生きがいをもって社会参加し、地域においてささえ合う地域福祉の仕組みを構築します。また、地域におけるさまざまなニーズに対応するため、支援を必要とする人に対する見守り体制を強化するとともに、地域活動やボランティア活動に対する支援など、ささえ合い活動を促進します。

重点目標2 だれもが安心してサービスを利用できる大垣(まち)づくり

地域に住む人すべてが福祉サービスの情報を把握できることは重要であるため、サービスのわかりやすい情報提供に努めるとともに、気軽にできる身近な相談支援体制を整備します。

また、支援を必要としている人の権利擁護を図りながら、きめ細やかなサービスの提供を充実させ、福祉サービスの質の向上を図ります。

重点目標3 だれにもやさしい人と社会の大垣(まち)づくり

安全・安心なまちづくりのため、地域の防災体制の強化を進め、だれもが地域で自立した暮らしができるよう支援を充実させるとともに、住み慣れた地域のなかで生涯にわたり快適に暮らし続けられるよう、生活環境の整備を進めます。

また、地域でのささえ合い活動をより進めていくうえで、地域福祉の担い手の育成・支援を行います。

そして、福祉コミュニティの推進においては、地域の状況に合わせたきめ細やかな取り組みが必要となります。地域における自治会、地区社会福祉推進協議会、福祉団体、行政等の連携を強化するとともに、地域に住む人々との協働により福祉活動を推進します。

4. 計画の施策・事業の概要

重点目標1 人と人がささえ合う、ぬくもりのまちづくり

■ 推進目標1-1 ささえ合いのまちづくり

基本施策1-1-1 ささえ合い活動の促進

【推進施策】

1 地域におけるささえ合い活動の促進

最も身近な地域コミュニティである自治会活動への参加を促進するとともに、地区社会福祉推進協議会において、地域住民によるささえ合いの仕組みづくりが促進されるよう支援します。

—— 推進事業 ——

- 1 地域住民によるささえ合い活動の促進
- 2 地域住民による交流活動の促進
- 3 地域住民による生活支援活動の促進



基本施策1-1-2 見守り活動の促進

【推進施策】

1 地域における見守り活動の促進

地域住民や民間事業者等による見守り活動を促進するとともに、地域で共有する要援護者の個人情報について、適切な利用の周知啓発を図ります。

—— 推進事業 ——

- 4 地域住民による見守り活動の促進
- 5 民間事業者等による見守り活動の促進
- 6 要援護者情報の適切な利用の啓発



基本施策1-1-3 交通安全・防犯活動の促進

【推進施策】

1 地域における交通安全・防犯活動の促進

地域における犯罪の発生を未然に防止するため、情報の共有化を図るとともに、地域住民のほか、学校、PTAなど関係機関との連携による、地域ぐるみの交通安全・防犯活動を促進します。

—— 推進事業 ——

- 7 地域住民による交通安全・防犯活動の促進
- 8 防犯情報の共有化

■ 推進目標 1－2 市民参加・人権擁護のまちづくり

基本施策 1-2-1 市民が活躍できる基盤の充実

【推進施策】

1 ボランティア・NPOの活動支援・・・・・・・・・・・・・・・・

ボランティア活動や市民活動が円滑に行われるよう、まちづくり市民活動支援センターとボランティア市民活動支援センターの機能強化を図るとともに、ボランティア・NPOなど市民活動団体の活動を支援します。

—— 推進事業 ——

- 9 市民活動に対する支援
- 10 ボランティア活動に対する支援

2 地域福祉活動拠点の充実・・・・・・・・・・・・・・・・

ボランティア活動や市民活動の場を確保するため、総合福祉会館、中川ふれあいセンターなどの福祉施設や、地区センター等の地域コミュニティ施設など、公共施設の利用促進を図るとともに、地域住民の活動拠点となる地域集会所の整備促進を図ります。

—— 推進事業 ——

- 11 公共施設の利用促進
- 12 地域集会所の整備促進

基本施策 1-2-2 人権を守る活動の推進

【推進施策】

1 福祉教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・

学校等における福祉教育を推進するため、社会福祉協議会が実施する福祉協力園・福祉協力校事業を通じて、福祉教育・福祉体験学習等を推進するとともに、福祉教育用教材を作成・配布するなど、福祉教育の充実を図ります。

—— 推進事業 ——

- 13 福祉教育の充実
- 14 福祉協力園・福祉協力校への支援



2 人権擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・

人権に関する講座、講演会等の開催を通じて人権教育・人権啓発を推進し、市民一人ひとりの「こころのバリアフリー」を図ります。また、障がい者や認知症高齢者などに対する理解の促進を図るとともに、虐待やDVの防止に向けて周知啓発を行います。

—— 推進事業 ——

- 15 人権教育の推進
- 16 人権啓発の推進
- 17 障がい者に対する理解の促進
- 18 認知症高齢者に対する理解の促進
- 19 虐待・DV防止の啓発

重点目標２ だれもが安心してサービスを利用できるまちづくり

■ 推進目標２－１ 安心して生活ができる仕組みづくり

基本施策２－１－１ 相談支援体制の充実

【 推進施策 】

１ 専門的な相談窓口の充実・・・・・・・・・・・・・・・・

多様化、複雑化する市民ニーズに対応するため、保健・福祉・医療・介護に関する専門的な相談ができる窓口の充実を図ります。

—— 推進事業

20 保健・福祉・医療・介護に関する相談窓口の充実



基本施策２－１－２ 地域包括ケアの推進

【 推進施策 】

１ ケアマネジメント体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・

各専門機関や福祉サービス事業者等の連携を強化し、地域全体で要援護者を支えるケアマネジメント体制の整備を促進します。

また、地区社会福祉推進協議会ごとに開催される「地域支援ネットワーク委員会」を支援するなど、要援護者の自立した地域生活を支援する体制整備を促進します。

—— 推進事業

- 21 地域関係者の連携による福祉課題の把握と情報の共有化
- 22 専門機関等との連携の促進
- 23 地域ケア会議の開催
- 24 病診連携の推進
- 25 かかりつけ医の普及・啓発



■ 推進目標 2-2 適切なサービスを利用できる仕組みづくり

基本施策 2-2-1 情報提供の充実

【 推進施策 】

1 情報提供体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・

福祉サービスを必要とする人がサービスの内容やサービス提供事業者に関する情報を入手しやすいよう、広報やホームページなどを活用した情報提供を行います。

また、障がい者や外国人等に情報格差が生じないように、情報提供のバリアフリーを推進します。

推進事業

- 26 多様な方法による情報提供の推進
- 27 障がい者のコミュニケーション支援の充実
- 28 外国人市民のコミュニケーション支援の充実



基本施策 2-2-2 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

【 推進施策 】

1 福祉サービスを利用しやすい環境づくり・・・・・・・・

安心して福祉サービスを利用できるよう、利用者からの苦情等に適切に対応する相談窓口の設置と利用促進を図ります。また、福祉サービス事業者に対し、第三者評価や自己評価の実施を働きかけます。

推進事業

- 29 福祉サービスに関する相談窓口の設置及び利用促進
- 30 福祉サービス第三者評価等の実施の促進

2 権利擁護の推進・・・・・・・・

認知症高齢者や障がい者など要支援者が、必要なサービスを適切に利用できるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知啓発と利用支援を図ります。また、市民後見人の育成支援・活用に向けた取り組みについて検討します。

推進事業

- 31 日常生活自立支援事業の利用支援
- 32 成年後見制度の利用支援
- 33 市民後見人の育成支援

重点目標3 だれにもやさしい人と社会のまちづくり

■ 推進目標3-1 安全で快適な地域づくり

基本施策3-1-1 防災対策の推進

【 推進施策 】

1 災害時要援護者支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・

災害時要援護者に対する避難支援が円滑に行われるよう、災害時要援護者台帳への登録を促進するとともに、要援護者情報を活用した地域住民による避難支援活動を推進します。また、平常時における見守り活動を実施している地区社会福祉推進協議会との連携を図り、災害時要援護者の支援体制の構築を図ります。

—— 推進事業

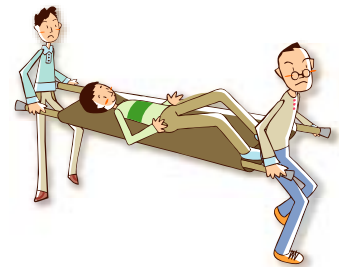
- 34 災害時要援護者の把握と情報の共有化
- 35 災害時要援護者支援体制の構築

2 災害に備えた体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・

自治会が中心となった地域住民による自主防災活動を支援するほか、災害発生時に迅速かつ効果的なボランティア活動が行われるよう、災害救援ボランティア活動に対する支援を行います。

—— 推進事業

- 36 地域住民による防災活動の促進
- 37 災害救援ボランティア活動に対する支援



基本施策3-1-2 快適で生活しやすい環境の構築

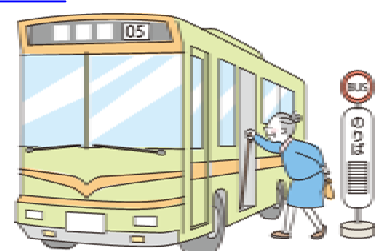
【 推進施策 】

1 生活環境のバリアフリー化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・

快適で生活しやすい環境の整備を促進するため、居住空間、道路、交通環境、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

—— 推進事業

- 38 居住空間のバリアフリー化の推進
- 39 道路のバリアフリー化の推進
- 40 交通のバリアフリー化の推進
- 41 公共施設のバリアフリー化の推進



2 ユニバーサルデザインの推進・・・・・・・・・・・・・・・・

大垣市ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、「人々の意識」「公共施設や民間施設」「製品・もの・サービス」「情報内容と伝達方法」の4つの分野において「ユニバーサルデザインのまちづくり理念」を具体化するため、ユニバーサルデザインの意義について市民への啓発を図ります。

—— 推進事業

42 ユニバーサルデザインの意義の啓発

■ 推進目標3-2 地域福祉を推進する体制づくり

基本施策3-2-1 地域福祉を担う人材の育成

【 推進施策 】

1 要援護者を支える人材の育成支援・・・・・・・・

民生委員・児童委員や福祉推進委員の役割、活動内容などについて、広く市民に周知啓発するとともに、研修機会の充実を図るなど、委員活動を支援します。

—— 推進事業

43 民生委員・児童委員活動に対する支援

44 福祉推進委員活動に対する支援

2 ボランティア人材の育成支援・・・・・・・・

気軽に参加できる講座から専門的知識を習得する講座まで多様な講座を開催し、ボランティア活動や市民活動への参加を働きかけるとともに、受講者等にはボランティア登録を呼びかけ、継続的な活動を促進します。

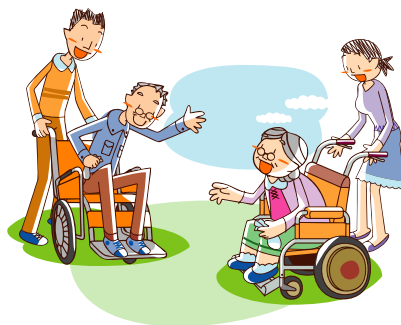
また、ボランティア活動の調整役を担うボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動を支援します。

—— 推進事業

45 ボランティアコーディネーターによる活動支援

46 ボランティア養成講座の充実

47 地域福祉活動を支える人材の確保・育成



基本施策 3 - 2 - 2 社会福祉協議会の機能強化とサービスの開発支援

【 推進施策 】

1 社会福祉協議会との連携・機能強化・・・・・・・・・・・・・・・・

地域福祉の推進を図るため、社会福祉協議会との連携を強化するとともに、本市における地域福祉推進の核となる社会福祉協議会の機能強化を図ります。

推進事業

48 社会福祉協議会との連携強化

2 地区社会福祉推進協議会活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・

地区社会福祉推進協議会活動計画の見直しを推進するとともに、地区社会福祉推進協議会において地域住民の福祉ニーズを反映した地域福祉活動が行われるよう支援します。

推進事業

49 地区社会福祉推進協議会活動計画の策定支援

50 地区社会福祉推進協議会が行う地域福祉活動に対する支援



大垣市第三次地域福祉計画 概要版 (平成 26 年度～平成 30 年度)

発行年月
編集・発行

平成 26 年 3 月
大垣市 福祉部 社会福祉課
〒503-8601
大垣市丸の内 2 丁目 29 番地

 **大垣市** おおがきし
Welcome to OGAKI CITY

電話 (0584) 81-4111 (代表)
FAX (0584) 81-5500
E-mail syakaifukusika@city.ogaki.lg.jp